

売却区分番号	1082-2		
見積価額	¥1,112,000	公売保証金	¥150,000
財産の表示	ゴルフ会員権 片山津ゴルフ倶楽部 数量 1		
登録番号	K●●●●号	会員権の種類	片山津単独会員
登録年月日	令和2年4月30日	保証金の額	なし
経営会社	北陸観光開発株式会社		
交通機関	JR（西日本） 北陸新幹線 小松駅 南西方約11キロメートル（道路距離）		
会員権の内容	片山津ゴルフ倶楽部のゴルフ場（白山コース・加賀コース・日本海コース）及び附属設備の優先的利用権		
譲渡承認	片山津ゴルフ倶楽部の承認が必要		
名義書換手数料	令和8年4月現在 440,000円（消費税及び地方消費税を含む）		
年会費	49,500円（消費税及び地方消費税を含む）	左記の調査時期	令和8年4月
未納年会費	99,000円（消費税及び地方消費税を含む）	左記の調査時期	令和8年4月
特記事項	1 買受人は法人個人を問わないが、公売財産は共有名義にはできないため、共同入札はできない。 2 名義書換えのために必要な費用（名義書換手数料等）は、買受人が負担する。 3 公売財産に係る会員証書は大阪国税局において保管しており、買受代金納付後の名義書換えの手続は買受人が速やかに行うこと。 4 名義書換手続の際、片山津ゴルフ倶楽部所定の書類による入会審査が実施される。 5 未納年会費は、買受人が負担することとなり、未納年会費を払わなければ名義書換手続を行うことができない。 6 <u>会員権の譲渡承認が得られない場合は、売却決定を取り消す</u>ので、大阪国税局徴収部特別整理総括第二課まで申し出ること。 7 経営会社の申立てによると、「片山津ゴルフ倶楽部入会資格」については次のとおりである。 （1）満20歳以上 （2）片山津ゴルフ倶楽部会員1名及び北陸観光開発株式会社の役員又は片山津ゴルフ倶楽部理事・委員1名、合計2名の推薦 （3）片山津ゴルフ倶楽部所定の書類の提出 8 会員権の詳細については、片山津ゴルフ倶楽部に問い合わせること。 （問合せ先） 片山津ゴルフ倶楽部 電話（0761）74-0810 担当部門 総務部 そのほか、公売手続に関する内容については、大阪国税局徴収部特別整理総括第二課に問い合わせること。 9 消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、大阪国税局が適格請求書を交付します。		

売却区分番号	1082 - 2		
見積価額	¥1,112,000	公売保証金	¥150,000
	課税資産の価額が占める割合 100 パーセント 事業専用割合 100 パーセント		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	1 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 2 権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。 ただし、法令等の規定により許可又は登録等を要する公売財産については、関係機関の許可又は登録等の要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。 3 公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をご確認ください。		

片山津ゴルフ倶楽部規則

制定	昭和32年10月9日	改正	昭和60年6月6日
改正	32年11月28日	改正	61年12月28日
改正	33年8月25日	改正	63年3月6日
改正	34年8月13日	改正	63年10月1日
改正	36年4月1日	改正	平成4年2月16日
改正	37年2月19日	改正	5年9月19日
改正	37年3月11日	改正	7年3月29日
改正	37年5月1日	改正	9年11月9日
改正	37年10月1日	改正	11年10月24日
改正	37年11月1日	改正	12年3月26日
改正	39年7月2日	改正	13年6月24日
改正	40年11月28日	改正	13年12月21日
改正	41年10月1日	改正	14年 月 9日
改正	42年4月1日	改正	14年12月20日
改正	43年3月17日	改正	15年3月28日
改正	43年7月21日	改正	16年3月3日
改正	43年11月2日	改正	18年2月22日
改正	45年2月22日	改正	19年5月29日
改正	46年7月7日	改正	19年7月31日
改正	46年10月13日	改正	21年5月8日
改正	47年10月1日	改正	22年2月7日
改正	48年4月26日	改正	22年5月21日
改正	48年10月29日	改正	27年12月24日
改正	53年7月1日	改正	令和元年12月26日
改正	55年8月31日	改正	3年12月24日
改正	56年12月15日	改正	4年12月28日
改正	58年12月17日	改正	5年10月19日

第 1 章 総 則

第1条

- 1 本倶楽部は、片山津ゴルフ倶楽部（以下「倶楽部」という）と称する。
- 2 本倶楽部は、北陸観光開発株式会社の取締役会規則第9条第5項の規定に基づき設置する。

第2条

本倶楽部は、北陸観光開発株式会社（以下「会社」という）が経営するゴルフ・コース及びその付属施設を使用し、ゴルフを通じて会員の融和親睦を図り、ゴルフの発展普及と会員体位の向上と道義の涵養に資すると共に、明朗健全な社交機関にすることを目的とする。

第3条

本倶楽部の事務所は、加賀市新保町ト1番地の1に所在する会社内におく。

第6条

本倶楽部の会員になるときは、審査委員会の議を経て、理事会並びに会社の承認を得なければならない。

第7条

会員は、会社が定めた休日を除く営業日の開場時間内に、第4条に定める夫々の資格に応じて、ゴルフ・コース並びにその付属施設を使用することができる。

但し、片山津 平日会員にあっては、会社が定めた休日の外に土曜日、日曜日、祝日及び会社が祝日扱いと定めた日を除く営業日の開場時間内に、ゴルフ・コース並びにその付属施設を使用することができる。

第8条

本倶楽部の正会員は、4,000名を超えないものとする。

片山津単独会員は、1,800名を超えないものとする。

片山津平日会員は、500名を超えないものとする。

ウエスト単独会員は、1,900名を超えないものとする。

第9条

会員は、ビジターを同伴又は紹介することができる。但し、この場合、紹介者は、ビジターの総ての行為につき責任を負わなければならない。

第10条

会員は、夫々の資格に応じて、名義書換料、会費、その他の料金を会社に対し支払わなければならない。

既納の名義書換料、会費、その他の諸費用は、いかなる理由があっても返還しない。但し、既納の入会登録保証金及び会費免除の保証金は、希望するとき又は退会後、保証金証書と引き替えに返還する。なお、これらの保証金の外、第4条に定める預託した保証金を会社が会員に返還する場合、会社に対して滞納金等の債務がある場合はその額を相殺し、残額を償還する。

第11条

名義書換料

法人会員及び通常会員とも名義書換料は、会社の定めるところによる。その納期は、入会許可の日から二週間以内とする。

退会以外の事由で入会登録保証金の返還を希望するときは、会社の定めた登録料を徴収する。但し、昭和63年9月30日以前に登録した会員が既納の入会登録保証金の返還を希望するときを除く。

第12条

会費 会費免除の保証金

会員は夫々の資格に応じて、会社が定めた会費を支払わなければならない。

第 2 章 会 員

第4条 本倶楽部は、次の種類の会員を以て構成し、以下のとおり区分する。

1 正会員(90ホールズ)

(1) 株主会員

① 法人会員 会社の株式3株以上を所有し、且つ、会社が定めた入会保証金を預託した法人であって、その法人内の個人名義を登録した者をいう。

② 通常会員 会社の株式3株以上を所有し、且つ、会社が定めた入会保証金を預託した個人であって、その名義を登録した者をいう。

(2) 預託会員

会社が定めた入会保証金を預託した法人及び個人であって、名義の登録については、前項に準ずる。

(3) 入会金会員

会社が定めた入会金を納入した法人及び個人であって、名義の登録については、前項に準ずる。

2 片山津^(※1)単独会員(54ホールズ)

会社が定めた入会金を納入した法人及び個人であって、名義の登録については、前項に準ずる。

3 片山津^(※1)平日会員(54ホールズ)

会社が定めた入会金を納入し、且つ、入会保証金を預託した法人及び個人であって、名義の登録については、前項に準ずる。

4 ウエスト^(※2)単独会員(36ホールズ)

会社が定めた入会金を納入した法人及び個人であって、名義の登録については、前項に準ずる。

(※1) 白山コース・加賀コース・日本海コース (※2) いぬわしコース・あすなろコース

第5条

会員の年齢は、満20歳以上とする。ただし、スポーツとしてのゴルフの普及、ジュニア育成の趣旨から、原則として小学校4年生以上の者については、審査委員会の議を経て入会を認めることができる。なお、ジュニアの会員が倶楽部競技に参加する場合は、競技委員会の承認を得なければならない。

い。会費は、当該年10月1日から翌年9月30日までを1年度とし、全額先払いするものとする。なお、年度途中に入会した場合は、当該年度分を全額徴収し、月割しないものとする。また、年度途中に退会した場合も月割返還しないものとする。ただし、会社が特に定める場合はこの限りではない。また、既に入会登録保証金及び会費免除の保証金を預託している会員については、会費を徴収しない。但し、入会登録保証金及び会費免除の保証金について退会以外の事由で返還を受けた者は、返還日の属する年度の会費を徴収する。

会費の納期は、毎年10月末日限りとする。

第13条

会員の資格は、次の何れかの事由により消滅する。

1 退 会 2 死 亡 3 除 名

4 第4条に定める会員の権利の全部又は一部を譲渡した場合

5 第4条に定める預託した保証金の返還を請求し、会社が償還した場合
前項5により預託した保証金の返還を請求し、会員の資格が消滅した場合は、返還を請求した日から5年間は、再び入会することを認めない。

第14条

会員が退会しようとする時は、予め書類を以て、審査委員会に届出をなし、審査委員会の議を経て、理事会の承認をうけなければならない。但し、退会届出の会員にして、諸支払いを完納していない場合は、その退会を承認しないことができる。

第15条

会員が次の各号の一に該当するときは、審査委員会の議を経て、理事会の決議により、これを戒告し又は一定期間会員の権利を停止し若しくは除名することができる。

1 諸支払金については、3ヶ月以上、その支払いを怠った場合。

2 倶楽部の名誉を毀損し又は諸規則に違反した場合。

3 本倶楽部に不利益な言動その他会員としてふさわしくない行為があった場合。

第16条

会員は、生年月日、勤務先、住所等、別に定める様式により届出をしなければならない。内容に変更を生じた場合は、直ちに変更の届出をしなければならない。会員に対する通知又は催告は、前項により届出のあった住所に発すれば足りる。

第 3 章 役 員

- 第17条 本倶楽部に次の役員をおく。
- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 理 事 | 40名以内 |
| 2 | 会 長 | 1 名 |
| 3 | 理 事 長 | 1 名 副理事長 若干名 常務理事 若干名 |
| 4 | 役付理事 | 上記のほか必要ある時は、以下の役付理事をおくことができる。
名誉理事長 1 名 相談役 若干名 |
| 5 | 顧 問 | 若干名
理事長が、退任した理事を対象に、倶楽部運営に功績があったと認められる場合に、委嘱することができる。 |
| 6 | 参 与 | 若干名
理事長が、退任した委員を対象に、倶楽部運営に功績があったと認められる場合に、委嘱することができる。 |
- 第18条 役員は、すべて名誉職にして無報酬とする。職務のために要した実費は、会社がこれを支払う。
- 第19条 理事は、会社の取締役会が満78歳未満の会員の中より、これを選任する。但し、会長、理事長及び役付理事については、この限りではない。
- 第20条 会長及び理事長は、取締役社長が取締役会の同意を得て推薦した取締役及び理事がこれに当る。
- 第21条 常務理事は、理事長が理事の中より、これを選任する。
- 第22条 会長は、適宜、理事長の相談に応じる。
- 第23条 理事長は、本倶楽部を代表し、会務を統轄する。
- 第24条 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に支障のある場合、理事長の職務を代行する。
- 第25条 理事は、理事会を構成し、会務の執行に関する一切の業務を処理する。
- 第26条 役員の任期は、1 年とする。但し、再任を妨げない。
- 第27条 役員に欠員を生じたときは、補充することができる。就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第28条 役員は、任期満了後であっても後任者の就任するまでは職務を行わなければならない。

第 7 章 ゴルフ競技規則

- 第40条 ゴルフ競技規則は、日本ゴルフ協会によって採用せられた規則及び当地方の状況によって必要と認めたローカル・ルールによるものとする。

第 8 章 暴力団追放

- 第41条 本倶楽部は、暴力団組員を入会させず、かつ入場させない。
- 第42条 会員は暴力団組員を同伴又は紹介してはならない。

付 則

- 第43条 本規則の改正は、理事会の議を経て、会社の承認を得なければならない。
- 第44条 本規則施行に必要な細則は、別に定める。
- 第45条 本規則に疑義を生じた場合は、理事会の解釈による。
- 第46条 本規則は、令和 5 年10月19日より実施する。

- 第29条 会社は、役員で任務を怠り又は任務に耐えない者があると認めた場合は、理事会の議を経て、解任することができる。
- 第30条 理事長は、理事会の事務を担当せしめるため、常任書記を任命することができる。常任書記は、会員であることを要しない。

第 4 章 理 事 会

- 第31条 本倶楽部に理事会を置く。
- 理事会は、会社より委託を受けて、倶楽部業務の運営に当る。
- 第32条 理事会は、予算を伴う工事その他会社に権利義務を生ずる事項については、会社の取締役会の承認を得なければならない。
- 第33条 理事会は、理事長が必要と認めた場合又は理事の 5 分の 1 以上から、会議の目的を示して請求があった場合に、理事長がこれを招集する。
- 第34条 理事会の議長は、理事長が当る。理事長に支障のある場合は、常務理事がこれに当る。
- 第35条 理事会は、理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。但し、出席できない理事は、特定の理事に委任することができる。
- 第36条 理事会の決議は、出席者の過半数を以って決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 第37条 理事会の決議録は、議長及び理事会で指名された 2 名以上の理事が署名捺印して保存しなければならない。

第 5 章 委 員 会

- 第38条 理事会は、取締役会が設ける審査委員会に諮問することができるほか諮問機関として各種の委員会を設け諮問することができる。
- 委員長は、理事の中より選任する。その他の委員は、満 70 歳未満の会員の中より理事会で選任する。但し、理事と兼任の委員については、この限りではない。

第 6 章 解 散

- 第39条 本倶楽部は、会社の取締役会の議を経なければ解散することができない。

片山津ゴルフ倶楽部細則

制定	昭和32年10月9日	改正	昭和56年12月15日
改正	32年11月11日	改正	58年12月17日
改正	35年1月16日	改正	60年4月1日
改正	36年5月1日	改正	61年4月1日
改正	37年11月1日	改正	63年3月6日
改正	38年6月1日	改正	平成4年2月16日
改正	41年6月1日	改正	7年3月29日
改正	42年4月1日	改正	14年3月21日
改正	43年3月17日	改正	16年3月3日
改正	46年7月7日	改正	18年2月22日
改正	47年3月20日	改正	19年7月31日
改正	53年7月1日	改正	21年5月17日
改正	55年5月19日		

第 1 章 委 員 会

- 第1条 各委員会は、片山津ゴルフ倶楽部（以下「倶楽部」という）に関する理事会の諮問業務をその部門別に分担して処理する。
- 第2条 委員の任期は、1年とする。但し、再任及び兼任を妨げない。
- 第3条 各委員会の委員長は、委員の中より副委員長を指名することができる。
- 第4条 委員長は、当該委員会の議長となる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障のある場合これに代る。
- 第5条 各委員会の招集、定足数、決議数に関しては、理事会の例による。
- 第6条 各委員会は、重要な事項につき決議をする場合、予め理事長の了解を得なければならない。
- 第7条 各委員会の種別は、次のとおりとする。
- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 審 査 委 員 会 | 2 競 技 委 員 会 |
| 3 グ リ ー ン 委 員 会 | 4 ハンディキャップ委員会 |
| 5 フェローシップ委員会 | 6 広 報 ハ ウ ス 委 員 会 |
- 第8条 各委員会の定数は、20名以内とする。
- 第9条 審査委員会は、会員の入退会に関する業務を分担する。
- 第10条 競技委員会は、競技、ルールに関する業務、及びキャディの訓練、指導に関する業務を分担する。

第 4 章 競 技 規 則

- 第25条 本倶楽部のローカル・ルール及び競技細則の制定及び変更は、理事会の決議による。
- 但し、競技会において臨時に適用される規則は、常務理事が決定する。常務理事不在の場合は、競技委員長が決定する。
- 第26条 常務理事不在の場合、競技委員長は、競技規則及びローカル・ルールの適用に関する裁定権を有する。
- 第27条 理事会は、競技日に必要があると認めた場合、競技者に対し、一定時間コースの専用を許可することができる。競技に必要な事項はクラブハウスに、一週間前より掲示する。
- 第28条 コース・バーは、理事会で決定する。
- 第29条 クラブハウスに掲示された規則並びにローカル・ルールは、競技細則として認められるものとする。

第 5 章 クラブハウス

- 第30条 クラブハウスは、毎日午前7時に開館し、午後8時に閉館する。
- 但し、適宜この時刻を短縮又は延長その他の処置をとることができる。
- 第31条 本倶楽部所属の物品は、許可なくして所定の場所以外に移動することができない。
- 第32条 飲食物類は、指定した場所以外において取扱わないものとする。

第 6 章 雑 則

- 第33条 本倶楽部内における服装は、正常でなければならない。
- 第34条 同一ロッカーを2人以上で使用することはできない。
- 第35条 許可がなければ、クラブハウスその他リンクス内に掲示広告等をしてはならない。
- 第36条 倶楽部内における会員又はビジターの所有物については、倶楽部は適正な管理に当る。
- 但し、止むを得ない盗難、紛失、毀損等に対しては、倶楽部及び会社は、その責を負わない。
- 第37条 会員及びビジターは、承認を得ないで、倶楽部内において直接商行為をなし又は広告その他の目的を以って倶楽部名義を利用してはならない。

- 第11条 グリーン委員会は、ゴルフ・コースに関する業務を分担する。
- 第12条 ハンディキャップ委員会は、ハンディキャップの決定、変更及びこれに関する業務を分担する。
- 第13条 フェローシップ委員会は、エチケットの制定、励行並びに会員相互の親睦融和とシニア会員・女性会員に関する業務を分担する。
- 第14条 広報ハウス委員会は、刊行物の編集及び図書の紹介に関する業務、またクラブハウス及び周辺設備、飲食物、交通に関する業務を分担する。
- 第15条 委員会は、倶楽部及び北陸観光開発株式会社（以下「会社」という）に道義上又は法律上の義務を負担させる行為をしてはならない。
- 第16条 委員は、すべて名誉職にして無報酬とする。

第 2 章 ビ ジ タ ー

- 第17条 ビジターは、会員の紹介によりブレーすることができる。紹介者は、自己及びビジターの氏名等をビジター名簿に記載しなければならない。
- 第18条 土曜、日曜、祝日に限り、ビジターの入場を拒否することができる。
- 第19条 理事長及び理事会は、会社の承認を得て倶楽部ゲストを招待することができる。
- この際に要した費用は会社の負担とする。

第 3 章 料 金

- 第20条 会員のグリーンフィは、徴収する。
- 但し、理事会の諮問を経て、会社が随時変更することができる。
- 第21条 ビジターのグリーンフィは、理事会の諮問を経て、会社が定める。
- 第22条 契約ロッカー使用料は、会社の定めるところによる。その納期は、毎年4月末日限り前納するものとする。
- 但し、年間の途中に申込をした場合は月割とする。
- 第23条 ロッカー内にある物品につき、紛失損傷等の損害があっても、倶楽部及び会社は、その責を負わない。
- 第24条 倶楽部の競技参加料その他の料金は、理事会の議を経て、会社がこれを定める。
- 第38条 倶楽部の施設その他に関して希望又は意見がある会員は、書面で通知するものとする。
- 第39条 会員及びビジターは、倶楽部内に掲示された事項を順守しなければならない。
- 第40条 会員及びビジターは、倶楽部到着後速やかに備付の名簿にその氏名を記入しなければならない。
- 第41条 会員及びビジターは、犬又はその他の動物を携行してはならない。
- 第42条 承認した場合の外、倶楽部内において楽器を吹鳴する等の行為をしてはならない。
- 第43条 会員が、退会その他の事由により会員の資格を失った場合は、倶楽部及び会社に対し、いかなる権利も主張することができない。
- 第44条 ロッカーを6ヶ月以上使用しない会員に対しては、返還を要求することができる。

付 則

- 第45条 本細則の改正は、理事会の議を経て、会社の承認を得なければならない。
- 第46条 本細則に疑義を生じた場合は、理事会の解釈による。
- 第47条 本細則は、平成21年5月17日より実施する。